

## 会員規約 新旧対照表

旧	新	備考
<p>本会 入会金 入会預託金</p>	<p><b>本倶楽部 入会金（登録料） 預託金</b></p>	<p>名称を変更（統一）</p>
<p>第四条 本会の会員は左記の3種類とする。 ①個人会員 入会金を払い込んだ記名本人 ②法人会員 個人会員と同じ条件にて記名加入した法人名又は団体名を 使う者 ③特別会員</p>	<p>第四条 本倶楽部の会員は以下の3種類とする。 ①個人会員 所定の入会金（登録料）を払い込み、<b>預託金を預け入れ、 理事会が承認した者</b> ②法人会員 個人会員と同じ条件にて記名加入した法人又は団体が指名し、 <b>理事会が承認した者</b> ③特別会員 <b>会社が推薦し、理事会において承認した者</b></p>	<p>3種類の会員の定義を 変更、特別会員の定義 を追加</p>
<p>第五条 特別会員は会社が推薦し、理事会において入会を承認した者とする。</p>		<p>第四条③に追加し、第 五条は削除</p>
<p>第八条 会員は会社が定め、理事会において承認された年会費を会社に納付しな ければならない。この場合、個人会員の死亡により会員資格消滅の場合も資 格継承者（相続人・譲受人）にその年会費を請求するものとする。年会 費の額は別途定める。 尚、会員権譲渡を希望し、会社及び理事会の承認を得た場合、その限りで はない。但し、その場合には第七条の会員の権利を失う。</p>	<p><b>第七条</b> 会員は会社が別途定め、理事会において承認された年会費を会社に納付 しなければならない。又、個人会員が死亡した場合は、<b>資格継承者（相続 人・譲受人）において、当該個人会員死亡後の年会費支払義務を負う ものとする。</b> 尚、会員権譲渡を希望し、会社及び理事会の承認を得た場合は、その限 りではない。但し、その場合には第六条の会員の権利を失う。</p>	<p>変更</p>

## 会員規約 新旧対照表（2）

旧	新	備考
<p>第九条 会員たる資格は次の事由により消滅する。 ①退会したとき ②会員資格を譲渡したとき ③会員の死亡 ④除名されたとき</p>	<p><b>第八条</b> 会員たる資格は次の事由により消滅する。 ①退会したとき ②会員資格を譲渡したとき ③個人会員の死亡 <b>④法人会員の解散・消滅</b> ⑤除名されたとき</p>	<p>事由を追加</p>
<p>第十三条 会員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により除名、又は会員た る資格を一時停止する。 ①本会の名誉を毀損し、会員としての品位を汚損する行為があったとき ②本規約、その他理事会の定める諸規則に違反したとき ③諸支払いを請求した日から起算して6ヶ月以上延滞したとき ④その他、理事会において不相当と認められたとき 理事会の決議により除名となった会員は、会社に対する預託金請求権を除 き、会社及び本会に対する一切の請求権を喪失する。</p>	<p><b>第十二条</b> 1. 会員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により、<b>戒告・競技 出場一時停止（対外試合含む）・会員資格一時停止・除名等の処分を 行うことがある。</b> ①本倶楽部の名誉を毀損し、会員としての品位を汚損する行為があったとき <b>②会員相互の厚生と親睦が図れないとみなされたとき、又、本規約・細 則、その他理事会の定める諸規則に違反したとき</b> ③諸支払いを請求した日から起算して6ヶ月以上延滞したとき <b>④会社又は本倶楽部の役員、従業員又は関係者に対し、威力を用いて 業務を妨害する行為、暴力的要求行為、著しく不合理な要求又はこれら に準ずる行為をしたとき</b> <b>⑤ゴルフ場の利用者又は関係者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき</b> <b>⑥滋賀県ゴルフ場共通利用約款に準じて、理事会において不相当とみな されたとき</b> ⑦その他、理事会において不相当と認められたとき 2. 理事会の決議により除名となった会員は、会社に対する預託金請求 権を除き、会社及び本倶楽部に対する一切の請求権を喪失する。</p>	<p>懲戒処分に訓告、競技 出場一時停止を追加  懲戒処分の対象となる 行為を追加</p>
<p>第十四条 会員は本会規約・細則及び、改正された規約・細則について承認したもの とみなす。 但し、異議のある場合は公告のあった日より14日以内に申し出ること。</p>	<p>第十三条 会員は本規約・細則が<b>改正された場合であっても、改正について承認した ものとみなす。</b> 但し、異議のある場合は公告のあった日より14日以内に申し出ること。</p>	<p>変更</p>